

No. 5

令和 7 年 (1 2 月)

第 4 回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第102号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度熊谷市一般会計補正予算(第4号))	財政課	1
第103号	専決処分の承認を求めることについて (訴えの提起について)	納税課	10
第109号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例	企画課	13
第110号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例	教育総務課	14
第111号	熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例	教育総務課	15
第112号	熊谷市立文化センタ一条例の一部を改正する条例	プラネタリウム館	16
第113号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	17
第114号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	保育課	19
第115号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課	21
第116号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こども課	22
第117号	工事請負契約の締結についての変更について (準用河川新星川改修工事)	河川課 (契約課)	23
第118号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事(1期))	教育総務課 (契約課)	24
第119号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立健康スポーツセンター)	健康づくり課	25
第120号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立老人憩の家吉岡荘)	長寿いきがい課	26
第121号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立障害福祉会館)	障害福祉課	27
第122号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立商工会館)	商業観光課	28
第123号	公の施設の指定管理者の指定について (江南総合公園)	公園緑地課	29

第124号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立こども館)	こども課	30
第125号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設)	こども課	31
第126号	大里広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び 大里広域市町村圏組合の規約変更について	企画課	32
第127号	市道路線の認定について	管理課	34
第128号	市道路線の廃止について	管理課	36
第129号	事業契約の締結について (新熊谷学校給食センター整備事業)	教育総務課	38

議案第 102 号

専決処分の承認を求めるについて

令和 7 年度熊谷市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和 7 年度熊谷市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 30 日

熊谷市長 小林 哲也

令和 7 年度熊谷市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度熊谷市的一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24, 344 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81, 365, 143 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 30 日

埼玉県熊谷市長 小林哲也

第 1 表 島入歳出予算補正

歳 入		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金		1,096,688	24,344	1,121,032
	1 繰越金	1,096,688	24,344	1,121,032
歳 入	合 計	81,340,799	24,344	81,365,143

歳 出

単位 千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,246,008	24,344	8,270,352
	4 選挙費	240,036	24,344	264,380
歳 出	合 計	81,340,799	24,344	81,365,143

総括

1 総括				歳入歳出補正予算事項別明細書	単位 千円
(歳入)		款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金			1,096,688	24,344	1,121,032
歳入合計			81,340,799	24,344	81,365,143

総括

総括

(歳出)				単位 千円			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8,246,008	24,344	8,270,352	0	0	0	24,344
歳出合計	81,340,799	24,344	81,365,143	0	0	0	24,344

総括

第20款 繰越金

2 歳 入						単位 千円
第 20款 繰越金 24, 344			第 1項 繰越金 24, 344			
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1, 096, 688	24, 344	1, 121, 032	1 繰越金	24, 344	前年度繰越金 24, 344
計	1, 096, 688	24, 344	1, 121, 032			

第20款 繰越金

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

3 歳 出										単位 千円				
				第 2款 総務費 24,344			第 4項 選挙費 24,344							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			事 業 名	節 区 分	説 明					
				特 定 財 源		一般財源								
				国 績 支 出 金	地 方 債									
5 熊谷市議会議員補欠選挙費	0	24,344	24,344	0	0	0	24,344	○ 熊谷市議会議員補欠選挙事業	1 報酬	報酬	122			
									3 職員手当等	時間外勤務手当	518			
									8 旅費	費用弁償	6			
									10 需用費	消耗品費	957			
										印刷費	2,120			
										食糧費	19			
									12 委託料	委託料	13,280			
									13 使用料及び賃借料	使用料	310			
									18 負担金、補助及び交付金	負担金	7,012			
計	240,036	24,344	264,380	0	0	0	24,344							

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

議案第 103 号

専決処分の承認を求めることについて

訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月14日

熊谷市長 小林哲也

訴えの提起について

市は、差押債権取立請求事件に関し、次のとおり訴えを提起し、又は和解する。

1 相手方

2 事件名 差押債権取立請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

市は、上記の者に対し、市税等の滞納者に係る業務請負報酬を差し押さえたが、長期にわたり不履行となり、市の再三にわたる支払の催告にもかかわらず、これを支払わないので、当該業務請負報酬に係る金銭の支払を請求するものである。

4 事件に関する取扱い

(1) 訴訟において上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(2) 上記の者から業務請負報酬に係る金銭を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。

議案第109号

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例

熊谷市行政組織条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条福祉部の項の次に次の1項を加える。

こども健康部

第2条市民部の項第8号を削り、同条福祉部の項第1号中「及び生活保護」を削り、同項中第4号から第6号までを削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護に関すること。

第2条福祉部の項の次に次の1項を加える。

こども健康部

- (1) 児童、母子及び父子の福祉に関すること。
- (2) 青少年の育成保護に関すること。
- (3) 保健予防に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

少子化対策及び子育て支援の一層の推進を図るため、こども健康部を設置するとともに、市民部及び福祉部の分掌事務を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第110号

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

熊谷市入学準備金貸付条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「規則の」を「規則で」に、「により、」を「により」に改め、同項の表中「専門課程」の次に「又は専攻科」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける入学準備金の区分について適用し、同日前に貸し付ける入学準備金の区分については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

「学校教育法」の一部改正に伴い、入学準備金の貸付金の区分に専修学校の専攻科を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第111号

熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市育英資金貸付に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「生徒」を「学生」に改め、同条第5号中「専修学校専門課程」の次に「又は専攻科」を加え、「生徒」を「学生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与する育英資金について適用し、同日前に貸与する育英資金については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

「学校教育法」の一部改正に伴い、育英資金の貸与の区分に専修学校の専攻科を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第112号

熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例

熊谷市立文化センター条例（平成17年条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

プラネタリウム館使用料

区分	金額
小学生・中学生	1人1回につき 100円
上記以外の者（小学校就学前の者を除く。）	1人1回につき 200円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

プラネタリウム館の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第113号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴

い、利用乳幼児に対する健康診断の実施基準の緩和を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第114号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例

第1条中「特定地域型保育事業」の次に「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一時預かり事業」を加え、「又は扶養義務者」を「、扶養義務者又は保護者」に改める。

第2条中「法」の次に「及び児童福祉法」を加える。

第3条の見出しを「（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯のうち2人以上が同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合その他の規則で定める場合における第1項第1号から第3号までの額は、規則で定める。

第4条を次のように改める。

（一時預かり事業の利用者負担額）

第4条 熊谷市立保育所において実施する一時預かり事業を利用した乳幼児の保護者は、その都度、別表第3に定める額を市長に支払わなければならない。

第5条中「第3条第1項各号」の次に「及び前条」を加える。

別表第1中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

区分	利用者負担	
	満3歳未満	満3歳以上
1日利用	1人1日につき 3,000円	1人1日につき 2,500円
時間利用	1人1時間につき 700円	

備考

- 「1日利用」とは、市長が別に定める利用時間の全てを利用する場合をいう。
- 「時間利用」における利用時間については、1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市立保育所における一時預かり事業の利用に係る乳幼児の保護者が負担すべき費用について、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第115号

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「、准看護師及び歯科衛生士」を「及び准看護師」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前において改正前の熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給すべき事由の生じた歯科衛生士に対する報酬、費用弁償、給料及び手当の支給については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

会計年度任用職員の職種の区分の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第116号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和6年議決第38号・令和6年一部変更議決第121号・令和7年一部変更議決第62号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 5,001,326,715円」を
「4 契約金額 5,203,618,758円」に変更する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第117号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和6年議決第120号）の一部を
次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 247,830,000円」を

「4 契約金額 267,732,300円」に変更する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

準用河川新星川改修工事に係る請負契約の金額を増額したいので、
この案を提出するものであります。

議案第118号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和7年議決第61号・令和7年一部変更議決第102号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 387,970,000円」を

「4 契約金額 395,670,000円」に変更する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 119 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立健康スポーツセンター

2 指定管理者となる団体

さいたま市北区吉野町二丁目 282 番地 3

くまがや健康づくりパートナーズ

代表団体 さいたま市北区吉野町二丁目 282 番地 3

株式会社 埼玉新聞社

代表取締役 関根正昌

構成団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎健太

構成団体 羽生市中央四丁目 10 番 36 号

株式会社 スポーツフィールド

代表取締役 大石真隆

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市立健康スポーツセンターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立老人憩の家吉岡荘

2 指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目 1 番地

公益社団法人 熊谷市シルバー人材センター

理事長 藤 原 清

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立老人憩の家吉岡荘の指定管理者を指定したいので、この案
を提出するものであります。

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立障害福祉会館

2 指定管理者となる団体

熊谷市宮町二丁目 65 番地

特定非営利活動法人 熊谷市身体障害者福祉会

代表理事 大木 啓生

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立障害福祉会館の指定管理者を指定したいので、この案を提
出するものであります。

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立商工会館

2 指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目 1 番地

公益社団法人 熊谷市シルバー人材センター

理事長 藤 原 清

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立商工会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

江南総合公園

2 指定管理者となる団体

熊谷市大麻生824番地1

特定非営利活動法人 グリーンアップ熊谷

理事長 高 橋 哲 男

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

江南総合公園の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立こども館

2 指定管理者となる団体

熊谷市江南中央二丁目 17 番 1 号

熊谷子育て支援・保健拠点施設株式会社

代表取締役 平出和也

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市立こども館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第125号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市子育て支援・保健拠点施設

2 指定管理者となる団体

熊谷市江南中央二丁目17番1号

熊谷子育て支援・保健拠点施設株式会社

代表取締役 平出和也

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和23年3月31日まで

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設の指定管理者を指定したいので、
この案を提出するものであります。

議案第126号

大里広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大里広域市町村圏組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大里広域市町村圏組合において共同処理する事務のうち、令和8年4月1日からごみ焼却施設の建設に関するの廃止とともに、大里広域市町村圏組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

大里広域市町村圏組合の解散に向けてごみ焼却施設の建設に関する事務を組合市町に承継させるため、同組合において共同処理する事務の一部を変更すること及び大里広域市町村圏組合規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約
大里広域市町村圏組合規約（昭和四十七年埼玉県指令地第千七百八十一号）の
一部を次のように変更する。

第三条第一号中「建設及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日前に、変更前の第三条第一号の規定により共同処理されたごみ焼却施設の建設に関する事務（同日前に交付された循環型社会形成推進交付金に関する事務に限る。）については、なお従前の例による。

議案第127号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 20628 号線	下奈良字中妻西 6 2 1 番 4 地先	
		下奈良字中妻西 6 2 5 番 5 地先	
2	市道 50883 号線	上之字宿裏 6 8 8 番 1 地先	
		上之字宿裏 7 0 0 番 2 地先	
3	市道 江南4419 号線	千代字北方 5 8 5 番 1 地先	
		千代字北方 5 8 9 番 7 地先	

議案第 128 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	市道 妻沼3120号線	弥藤吾字砂場 2458番地先	
		弥藤吾字芝川 2456番地先	
2	市道 妻沼4122号線	西野字出口 108番地先	
		西野字出口 100番1地先	
3	市道 妻沼4123号線	西野字腰巻 79番2地先	
		西野字腰巻 99番地先	
4	市道 妻沼4124号線	西野字道祖神 221番地先	
		西野字道祖神 231番1地先	
5	市道 妻沼4125号線	西野字道祖神 231番1地先	
		西野字道祖神 231番1地先	
6	市道 妻沼4126号線	西野字道祖神 215番2地先	
		西野字道祖神 226番地先	

議案第129号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議決を求める。

- | | | | |
|---|---------|---|--|
| 1 | 名 | 称 | 新熊谷学校給食センター整備事業 |
| 2 | 場 | 所 | 熊谷市原島地内ほか |
| 3 | 概 | 要 | (1) 設計
(2) 建設
(3) 維持管理
(4) 運営 |
| 4 | 契 約 金 額 | | 18, 190, 431, 282円 |
| 5 | 契約の相手方 | | 熊谷市石原1194番地
株式会社 熊谷学校給食サービス
代表取締役 嶋 田 達哉 |
| 6 | 契 約 期 間 | | 契約締結の日から令和25年7月31日まで |

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

新熊谷学校給食センター整備事業の事業契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

